

## 「株式等振替決済口座管理約款」新旧対照表

平成 22 年 5 月 6 日

(下線部分改正)

新	旧
<p><b>(約款の趣旨)</b></p> <p>第 1 条 この約款は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」といいます。）に基づく振替制度において取扱う振替株式等（<u>株式会社証券保管振替機構（以下「機構」といいます。）</u>の「<u>株式等の振替に関する業務規程</u>」に定める「振替株式等」をいいます。以下同じ。）に係るお客様の口座（以下「振替決済口座」といいます。）を当社に開設するに際し、当社とお客様との間の権利義務関係を明確にするために定めるものです。</p> <p><b>(発行者に対する代表者届又は代理人選任届その他の届出)</b></p> <p>第 8 条 (現行どおり)</p> <p>2 前項の発行者に対する届出の取次ぎは、お客様が新たに取得した振替株式については、<u>総株主通知又は個別株主通知、振替新株予約権付社債、振替新株予約権、振替投資口、振替優先出資、振替受益権又は振替上場投資信託受益権については、総株主通知、総新株予約権付社債権者通知、総新株予約権者通知、総投資主通知、総優先出資者通知、受益者登録の請求の取次ぎもしくは総受益者通知（以下第 26 条において「総株主通知等」といいます。）又は個別株主通知、個別投資主通知もしくは個別優先出資者通知</u>のときに行うことにつき、ご同意いただいたものとして取扱います。</p>	<p><b>(約款の趣旨)</b></p> <p>第 1 条 この約款は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」といいます。）に基づく振替制度において取扱う振替株式等（<u>上場投資信託受益権を除きます。以下同じ。</u>）に係るお客様の口座（以下「振替決済口座」といいます。）を当社に開設するに際し、当社とお客様との間の権利義務関係を明確にするために定めるものです。<u>また、振替株式等の範囲については、株式会社証券保管振替機構（以下「機構」といいます。）の株式等の振替に関する業務規程に定めるものとします。</u></p> <p><b>(発行者に対する代表者届又は代理人選任届その他の届出)</b></p> <p>第 8 条 (省 略)</p> <p>2 前項の発行者に対する届出の取次ぎは、お客様が新たに取得した振替株式については、総株主通知又は個別株主通知のときに行うことにつき、ご同意いただいたものとして取扱います。</p>

新	旧
<p>(振替の申請)</p> <p>第 11 条 (現行どおり)</p> <p>2 お客様が振替の申請を行うに当たっては、その 4 営業日前までに、次に掲げる事項を当社所定の依頼書に記入の上、届出の印章により記名押印してご提出ください。</p> <p>1. 当該振替において減少及び増加の記載又は記録がされるべき振替株式等の銘柄及び数量又は口数</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. 前号の振替決済口座において減少の記載又は記録がされるのが質権欄である場合には、当該記載又は記録がされるべき振替株式等についての株主、新株予約権付社債権者、新株予約権者、投資主、優先出資者又は受益者(以下本条において「株主等」といいます。)の氏名又は名称及び住所並びに第 1 号の数量又は口数のうち当該株主等ごとの数量又は口数</p> <p>4. 特別株主、特別投資主、特別優先出資者もしくは特別受益者(以下本条において「特別株主等」といいます。)の氏名又は名称及び住所並びに第 1 号の数量又は口数のうち当該特別株主等ごとの数量又は口数</p> <p>5.~6. (現行どおり)</p> <p>7. 前号の口座において増加の記載又は記録がされるのが質権欄である場合には、振替数量又は口数のうち株主等ごとの数量又は口数並びに当該株主等の氏名又は名称及び住所並びに当該株主等が機構が定める外国人保有制限銘柄の直接外国人であること等</p> <p>8. (現行どおり)</p> <p>3 前項第 1 号の口数は、その振替上場投資</p>	<p>(振替の申請)</p> <p>第 11 条 (省 略)</p> <p>2 お客様が振替の申請を行うに当たっては、その 4 営業日前までに、次に掲げる事項を当社所定の依頼書に記入の上、届出の印章により記名押印してご提出ください。</p> <p>1. 当該振替において減少及び増加の記載又は記録がされるべき振替株式等の銘柄及び数量</p> <p>2. (省 略)</p> <p>3. 前号の振替決済口座において減少の記載又は記録がされるのが質権欄である場合には、当該記載又は記録がされるべき振替株式等についての株主、新株予約権付社債権者、新株予約権者、投資主又は優先出資者(以下本条において「株主等」といいます。)の氏名又は名称及び住所並びに第 1 号の数量のうち当該株主等ごとの数量</p> <p>4. 特別株主、特別投資主もしくは特別優先出資者(以下本条において「特別株主等」といいます。)の氏名又は名称及び住所並びに第 1 号の数量のうち当該特別株主等ごとの数量</p> <p>5.~6. (省 略)</p> <p>7. 前号の口座において増加の記載又は記録がされるのが質権欄である場合には、振替数量のうち株主ごとの数量並びに当該株主の氏名又は名称及び住所並びに当該株主が機構が定める外国人保有制限銘柄の直接外国人であること等</p> <p>8. (省 略)</p> <p>(新 設)</p>

新	旧
<p><u>信託受益権の1口の整数倍となるよう提示しなければなりません。</u></p> <p><u>4～5</u></p> <p><u>6</u> 第2項の振替の申請(振替先欄が保有欄であるものに限ります。)を行うお客様は、振替株式、振替投資口、<u>振替優先出資、振替上場投資信託受益権又は振替受益権</u>を同項第5号の振替先口座の他の加入者に担保の目的で譲り渡す場合には、当社に対し、当該振替の申請に際して当該振替株式、振替投資口、<u>振替優先出資、振替上場投資信託受益権又は振替受益権</u>の株主、投資主、<u>優先出資者もしくは受益者</u>の氏名又は名称及び住所を示し、当該事項を当該振替先口座を開設する口座管理機関に通知することを請求することができます。</p> <p><b>(担保株式等の取扱い)</b></p> <p>第15条 お客様は、その振替決済口座の保有欄に記載又は記録がされている担保の目的で譲り受けた振替株式、振替投資口、<u>振替優先出資、振替上場投資信託受益権又は振替受益権</u>について、当社に対し、特別株主の申出、特別投資主の申出、<u>特別優先出資者の申出又は特別受益者の申出</u>をすることができます。</p> <p>2 お客様は、振替の申請における振替元口座又は振替先口座の加入者である場合には、機構に対する当該申請により当該振替先口座に増加の記載又は記録がされた担保株式、担保投資口、担保優先出資、担保新株予約権付社債、<u>担保新株予約権、担保上場投資信託受益権及び担保受益権</u>(以下「担保株式等」といいます。)の届出をしようとするときは、当社に対し、担保株式等の届出の取次ぎの請求をしていただき</p>	<p><u>3～4</u></p> <p><u>5</u> 第2項の振替の申請(振替先欄が保有欄であるものに限ります。)を行うお客様は、振替株式、振替投資口又は<u>振替優先出資</u>を同項第5号の振替先口座の他の加入者に担保の目的で譲り渡す場合には、当社に対し、当該振替の申請に際して当該振替株式、振替投資口又は<u>振替優先出資</u>の株主、投資主もしくは<u>優先出資者</u>の氏名又は名称及び住所を示し、当該事項を当該振替先口座を開設する口座管理機関に通知することを請求することができます。</p> <p><b>(担保株式等の取扱い)</b></p> <p>第15条 お客様は、その振替決済口座の保有欄に記載又は記録がされている担保の目的で譲り受けた振替株式、振替投資口又は<u>振替優先出資</u>について、当社に対し、特別株主の申出、特別投資主の申出又は特別優先出資者の申出をすることができます。</p> <p>2 お客様は、振替の申請における振替元口座又は振替先口座の加入者である場合には、機構に対する当該申請により当該振替先口座に増加の記載又は記録がされた担保株式、担保投資口、担保優先出資、担保新株予約権付社債及び担保新株予約権(以下「担保株式等」といいます。)の届出をしようとするときは、当社に対し、担保株式等の届出の取次ぎの請求をしていただきます。</p>

新	旧
<p>ます。</p> <p>3 お客様は、担保株式等の届出の記録における振替元口座又は振替先口座の加入者である場合には、当該記録に係る担保株式等についての担保解除等により当該記録における振替先口座に当該担保株式等の数量又は口数についての記載又は記録がなくなったときは、当社に対し、遅滞なく、機構に対する担保株式等の届出の記録の解除の届出の取次ぎの請求をしていただきます。</p> <p><b>(担保設定者となるべき旨のお申出)</b></p> <p>第 16 条 (現行どおり)</p> <p>2 お客様が特別株主、特別投資主、特別優先出資者又は特別受益者になろうとする場合で、担保権者となる者にその旨の申出をしようとするときは、担保権者となる者の振替決済口座の保有欄に記載又は記録されている担保の目的である振替株式、振替投資口、振替優先出資、振替上場投資信託受益権又は振替受益権について、当社に対し、特別株主、特別投資主、特別優先出資者又は特別受益者となるべき旨の申出の取次ぎを請求することができます。</p> <p><b>(振替先口座等の照会)</b></p> <p>第 18 条 (現行どおり)</p> <p>2 お客様が振替株式等の質入れ又は担保差入れのために振替の申請をしようとする場合であって、振替先口座を開設する口座管理機関がお客様から同意を得ているときは、当該口座管理機関は、機構に対し、振替元口座に係る加入者口座情報が機構に登録されている否かについての照会をすることがあります。</p>	<p>3 お客様は、担保株式等の届出の記録における振替元口座又は振替先口座の加入者である場合には、当該記録に係る担保株式等についての担保解除等により当該記録における振替先口座に当該担保株式等の数量についての記載又は記録がなくなったときは、当社に対し、遅滞なく、機構に対する担保株式等の届出の記録の解除の届出の取次ぎの請求をしていただきます。</p> <p><b>(担保設定者となるべき旨のお申出)</b></p> <p>第 16 条 (省 略)</p> <p>2 お客様が特別株主、特別投資主又は特別優先出資者になろうとする場合で、担保権者となる者にその旨の申出をしようとするときは、担保権者となる者の振替決済口座の保有欄に記載又は記録されている担保の目的である振替株式、振替投資口又は振替優先出資について、当社に対し、特別株主、特別投資主又は特別優先出資者となるべき旨の申出の取次ぎを請求することができます。</p> <p><b>(振替先口座等の照会)</b></p> <p>第 18 条 (省 略)</p> <p>2 お客様が振替株式の質入れ又は担保差入れのために振替の申請をしようとする場合であって、振替先口座を開設する口座管理機関がお客様から同意を得ているときは、当該口座管理機関は、機構に対し、振替元口座に係る加入者口座情報が機構に登録されている否かについての照会をすることがあります。</p>

新	旧
<p>3 お客様が当社に対する振替株式等の質入れ又は担保差入れのために振替の申請をしようとする場合であって、当社がお客様から同意を得ているときは、当社は、機構に対し、振替元口座に係る加入者口座情報が機構に登録されている否かについての照会をすることがあります。</p> <p><b>(振替新株予約権付社債等の償還又は繰上償還が行われた場合の取扱い)</b></p> <p>第 20 条 お客様の振替決済口座に記載又は記録がされている振替新株予約権付社債又は振替上場投資信託受益権について、償還又は繰上償還が行われる場合には、お客様から当社に対し、当該振替新株予約権付社債又は振替上場投資信託受益権について、抹消の申請があったものとみなします。</p> <p><b>(振替受益権の併合等に係る手続き)</b></p> <p>第 24 条の 2 当社は、振替受益権の併合又は分割により、お客様の振替決済口座に増加又は減少の記載又は記録を行います。</p> <p>2 当社は、信託の併合又は分割により、お客様の振替決済口座に増加又は減少の記載又は記録を行います。</p> <p><b>(振替上場投資信託受益権等の抹消手続き)</b></p> <p>第 24 条の 3 振替決済口座に記載又は記録されている振替上場投資信託受益権又は振替受益権について、お客様から当社に対し抹消の申請が行われた場合、機構が定めるところに従い、お客様に代わってお手続きさせていただきます。</p> <p><b>(配当金等に関する取扱い)</b></p>	<p>3 お客様が当社に対する振替株式の質入れ又は担保差入れのために振替の申請をしようとする場合であって、当社がお客様から同意を得ているときは、当社は、機構に対し、振替元口座に係る加入者口座情報が機構に登録されている否かについての照会をすることがあります。</p> <p><b>(振替新株予約権付社債の償還又は繰上償還が行われた場合の取扱い)</b></p> <p>第 20 条 お客様の振替決済口座に記載又は記録がされている振替新株予約権付社債について、償還又は繰上償還が行われる場合には、お客様から当社に対し、当該振替新株予約権付社債について、抹消の申請があったものとみなします。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p><b>(配当金等に関する取扱い)</b></p>

新	旧
<p>第 25 条 お客様は、金融機関預金口座又は株式会社ゆうちょ銀行から開設を受けた口座（以下「預金口座等」といいます。）への振込みの方法により<u>配当金又は分配金</u>を受領しようとする場合には、当社に対し、発行者に対する<u>配当金又は分配金</u>を受領する預金口座等の指定（以下「<u>配当金等振込指定</u>」）といっています。）の取次ぎの請求をすることができます。</p> <p>2 お客様は、当社を経由して機構に登録した一の金融機関預金口座（以下「<u>登録配当金等受領口座</u>」）といっています。）への振込みにより、お客様が保有する全ての銘柄の<u>配当金又は分配金</u>を受領する方法（以下「<u>登録配当金等受領口座方式</u>」）といっています。）又はお客様が発行者から支払われる<u>配当金又は分配金</u>の受領を当社に委託し、発行者は当該委託に基づいて、当社がお客様のために開設する振替決済口座に記載又は記録された振替株式等の数量（当該発行者に係るものに限ります。）に応じて当社に対して<u>配当金又は分配金</u>の支払いを行うことにより、お客様が<u>配当金又は分配金</u>を受領する方式（以下「<u>株式数等比例配分方式</u>」）といっています。）を利用しようとする場合には、当社に対し、その旨を示して前項の<u>配当金等振込指定</u>の取次ぎの請求をしていただきます。ただし、お客様が「<u>株式数等比例配分方式</u>」を利用される場合において、お客様が当社の「自動運用買付・換金取扱規定」に基づき、「ダイワMR F 累積投資」の契約のお申込みをされている場合、当該<u>配当金又は分配金</u>はダイワMR F の買付資金に充当されます。</p> <p>3 お客様が前項の<u>株式数等比例配分方式</u></p>	<p>第 25 条 お客様は、金融機関預金口座又は株式会社ゆうちょ銀行から開設を受けた口座（以下「預金口座等」といいます。）への振込みの方法により<u>配当金</u>（<u>振替投資口にあつては分配金</u>。以下本条において<u>同じ</u>。）を受領しようとする場合には、当社に対し、発行者に対する<u>配当金</u>を受領する預金口座等の指定（以下「<u>配当金振込指定</u>」）といっています。）の取次ぎの請求をすることができます。</p> <p>2 お客様は、当社を経由して機構に登録した一の金融機関預金口座（以下「<u>登録配当金受領口座</u>」）といっています。）への振込みにより、お客様が保有する全ての銘柄の<u>配当金</u>を受領する方法（以下「<u>登録配当金受領口座方式</u>」）といっています。）又はお客様が発行者から支払われる<u>配当金</u>の受領を当社に委託し、発行者は当該委託に基づいて、当社がお客様のために開設する振替決済口座に記載又は記録された振替株式等の数量（当該発行者に係るものに限ります。）に応じて当社に対して<u>配当金</u>の支払いを行うことにより、お客様が<u>配当金</u>を受領する方式（以下「<u>株式数比例配分方式</u>」）といっています。）を利用しようとする場合には、当社に対し、その旨を示して前項の<u>配当金振込指定</u>の取次ぎの請求をしていただきます。ただし、お客様が「<u>株式数比例配分方式</u>」を利用される場合において、お客様が当社の「自動運用買付・換金取扱規定」に基づき、「ダイワMR F 累積投資」の契約のお申込みをされている場合、当該<u>配当金</u>はダイワMR F の買付資金に充当されます。</p> <p>3 お客様が前項の<u>株式数比例配分方式</u>の</p>

新	旧
<p>の利用を内容とする配当金等振込指定の取次ぎを請求する場合には、次に掲げる事項につき、ご同意いただいたものとして取扱います。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. お客様の振替決済口座に記載又は記録がされた振替株式等の数量に係る配当金等の受領を当社又は当社があらかじめ再委託先として指定する者に委託すること</li> <li>2. お客様が振替決済口座の開設を受けた他の口座管理機関がある場合には、当該他の口座管理機関に開設された振替決済口座に記載又は記録された振替株式等の数量に係る配当金又は分配金の受領を当該他の口座管理機関又は当該他の口座管理機関があらかじめ再委託先として指定する者に委託すること。また、当該委託をすることを当該他の口座管理機関に通知することについては、当社に委託すること</li> <li>3. (現行どおり)</li> <li>4. お客様に代理して配当金又は分配金を受領する口座管理機関の商号又は名称、当該口座管理機関が配当金又は分配金を受領するために指定する金融機関預金口座及び当該金融機関預金口座ごとの配当金又は分配金の受領割合等については、発行者による配当金又は分配金の支払いの都度、機構が発行者に通知すること</li> <li>5. 発行者が、お客様の受領すべき配当金又は分配金を、機構が前号により発行者に通知した口座管理機関に対して支払った場合には、発行者の当該口座管理機関の加入者に対する配当金又は分配金の支払債務が消滅すること</li> </ol>	<p>利用を内容とする配当金振込指定の取次ぎを請求する場合には、次に掲げる事項につき、ご同意いただいたものとして取扱います。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. お客様の振替決済口座に記載又は記録がされた振替株式等の数量に係る配当金の受領を当社又は当社があらかじめ再委託先として指定する者に委託すること</li> <li>2. お客様が振替決済口座の開設を受けた他の口座管理機関がある場合には、当該他の口座管理機関に開設された振替決済口座に記載又は記録された振替株式等の数量に係る配当金の受領を当該他の口座管理機関又は当該他の口座管理機関があらかじめ再委託先として指定する者に委託すること。また、当該委託をすることを当該他の口座管理機関に通知することについては、当社に委託すること</li> <li>3. (省 略)</li> <li>4. お客様に代理して配当金を受領する口座管理機関の商号又は名称、当該口座管理機関が配当金を受領するために指定する金融機関預金口座及び当該金融機関預金口座ごとの配当金の受領割合等については、発行者による配当金の支払いの都度、機構が発行者に通知すること</li> <li>5. 発行者が、お客様の受領すべき配当金を、機構が前号により発行者に通知した口座管理機関に対して支払った場合には、発行者の当該口座管理機関の加入者に対する配当金支払債務が消滅すること</li> </ol>

新	旧
<p>6. お客様が次に掲げる者に該当する場合には、<u>株式数等比例配分方式</u>を利用することはできないこと</p> <p>イ 機構に対して<u>株式数等比例配分方式</u>に基づく加入者の<u>配当金又は分配金</u>の受領をしない旨の届出をした口座管理機関の加入者</p> <p>ロ～ハ (現行どおり)</p> <p>4 <u>登録配当金等受領口座方式</u>又は<u>株式数等比例配分方式</u>を現に利用しているお客様は、<u>配当金等振込指定</u>の単純取次ぎを請求することはできません。</p>	<p>6. お客様が次に掲げる者に該当する場合には、<u>株式数比例配分方式</u>を利用することはできないこと</p> <p>イ 機構に対して<u>株式数比例配分方式</u>に基づく加入者の<u>配当金</u>の受領をしない旨の届出をした口座管理機関の加入者</p> <p>ロ～ハ (省略)</p> <p>4 <u>登録配当金受領口座方式</u>又は<u>株式数比例配分方式</u>を現に利用しているお客様は、<u>配当金振込指定</u>の単純取次ぎを請求することはできません。</p>
<p><b><u>(振替受益権の信託財産への転換請求の取次ぎ等)</u></b></p> <p><u>第25条の2</u> 当社は、ご依頼があるときは、<u>振替受益権について、信託契約及び機構の規則等その他の定めに従って信託財産への転換請求の取次ぎの手続きを行います(信託財産の発行者が所在する国又は地域(以下「国等」といいます。))の諸法令、慣行及び信託契約の定め等により転換請求の取次ぎを行うことができない場合を除きます。)</u></p> <p><u>なお、当該転換により取得した信託財産については、この約款によらず、当社が別に定める約款により管理することがあります。</u></p> <p><u>2</u> 当社は、ご依頼があるときは、<u>振替受益権の信託財産について、信託契約及び機構の規則等その他の定めに従って、当該振替受益権への転換請求の取次ぎの手続きを行います(信託財産の発行者が所在する国等の諸法令、慣行及び信託契約の定め等により転換請求の取次ぎを行うことができない場合を除きます。)</u></p>	<p>(新 設)</p>

新	旧
<p><u>(振替受益権の信託財産の配当等の処理)</u></p> <p><u>第 25 条の 3 振替受益権の信託財産に係る配当金又は収益分配金等の処理、新株予約権等(新株予約権の性質を有する権利又は株式その他の有価証券の割当てを受ける権利をいう。以下同じ。)その他の権利の処理は、信託契約に定めるところにより、処理することとします。</u></p>	(新 設)
<p><u>(振替受益権の信託財産に係る議決権の行使)</u></p> <p><u>第 25 条の 4 振替受益権の信託財産に係る株主総会(受益者集会を含む。以下同じ。)における議決権は、お客様の指示により、当該振替受益権の受託者が行使します。ただし、別途信託契約に定めがある場合はその定めによります。</u></p>	(新 設)
<p><u>(振替受益権に係る議決権の行使等)</u></p> <p><u>第 25 条の 5 振替受益権に係る受益者集会における議決権の行使又は異議申立てについては、信託契約に定めるところによりお客様が行うものとします。</u></p>	(新 設)
<p><u>(振替受益権の信託財産に係る株主総会の書類等の送付等)</u></p> <p><u>第 25 条の 6 振替受益権の信託財産に係る株主総会に関する書類、事業報告書その他配当、新株予約権等の権利又は利益に関する諸通知及び振替受益権に係る信託決算の報告書の送付等は、当該振替受益権の受託者が信託契約に定める方法により行います。</u></p>	(新 設)
<p><u>(振替受益権の証明書の請求等)</u></p>	(新 設)

新	旧
<p><u>第 25 条の 7</u> お客様は当社に対し、振替法第 127 条の 27 第 3 項の書面の交付を請求することができます。</p> <p><u>2</u> お客様は、振替法第 127 条の 27 第 3 項の書面の交付を受けたときは、当該書面を当社に返還するまでの間は、当該書面における証明の対象となった振替受益権について、振替の申請又は抹消の申請をすることはできません。</p> <p><u>(振替受益権の発行者への通知)</u></p> <p><u>第 25 条の 8</u> 当社は、機構が定めるところにより、お客様の氏名又は名称及びその他機構が定める情報が、総受益者通知において発行者に対して提供されることにつき、お客様にご同意いただいたものとして取扱います。</p> <p><u>(総株主通知等に係る処理)</u></p> <p>第 26 条 当社は、振替株式等について、機構に対し、機構が定めるところにより、株主確定日（振替新株予約権付社債にあっては新株予約権付社債権者確定日、振替新株予約権にあっては新株予約権者確定日、振替投資口にあっては投資主確定日、協同組織金融機関の振替優先出資にあっては優先出資者確定日、振替上場投資信託受益権にあっては信託の計算期間終了日、振替受益権にあっては受益者確定日。以下この条において同じ。）における株主（振替新株予約権付社債にあっては新株予約権付社債権者、振替新株予約権にあっては新株予約権者、振替投資口にあっては投資主、協同組織金融機関の振替優先出資にあっては優先出資者、振替上場投資信託受益権及び振替受益権にあっては受益者。なお、登</p>	<p>(新 設)</p> <p><u>(総株主等の通知等に係る処理)</u></p> <p>第 26 条 当社は、振替株式等について、機構に対し、機構が定めるところにより、株主確定日（振替新株予約権付社債にあっては新株予約権付社債権者確定日、振替新株予約権にあっては新株予約権者確定日、振替投資口にあっては投資主確定日、協同組織金融機関の振替優先出資にあっては優先出資者確定日）における株主（振替新株予約権付社債にあっては新株予約権付社債権者、振替新株予約権にあっては新株予約権者、振替投資口にあっては投資主、協同組織金融機関の振替優先出資にあっては優先出資者。なお、登録株式質権者、登録投資口質権者又は登録優先出資質権者となるべき旨の申出をした場合を含みます。以下「通知株主等」といいます。）の氏名又は名称、住所、通知株主等の口座、</p>

新	旧
<p>録株式質権者、登録投資口質権者又は登録優先出資質権者となるべき旨の申出をした場合を含みます。以下「通知株主等」といいます。)の氏名又は名称、住所、通知株主等の口座、通知株主等の有する振替株式等の銘柄及び数量又は口数、その他機構が定める事項を報告します。</p> <p>2 機構は、前項の規定により報告を受けた内容等に基づき、<u>総株主通知等の対象となる銘柄である振替株式等の発行者に対し、通知株主等の氏名又は名称、住所、通知株主等の有する振替株式等の銘柄及び数量又は口数、その他機構が定める事項を通知</u>します。この場合において、機構は、通知株主等として報告したお客様について、当社又は他の口座管理機関から通知株主等として報告しているお客様と同一の者であると認めるときは、その同一の者に係る通知株主等の報告によって報告された数量を合算した数量又は口数によって、通知を行います。</p> <p>3 (現行どおり)</p> <p>4 <u>振替上場投資信託受益権の発行者が機構を通じて受益者登録ができる旨を定めている場合には、お客様は、当社に対し、信託の計算期間終了日における振替上場投資信託受益権に係る受益者登録の請求の取次ぎを委託していただくこととなります。</u></p> <p><b>(お客様への連絡事項)</b></p> <p>第27条 (現行どおり)</p> <p>2～3 (現行どおり)</p> <p>4 当社は、第2項の規定にかかわらず、お客様が特定投資家(金商法第2条第31項に規定する特定投資家(同法第34条の2</p>	<p>通知株主等の有する振替株式等の銘柄及び数量、その他機構が定める事項を報告します。</p> <p>2 機構は、前項の規定により報告を受けた内容等に基づき、<u>総株主等の通知対象となる銘柄である振替株式等の発行者に対し、通知株主等の氏名又は名称、住所、通知株主等の有する振替株式等の銘柄及び数量、その他機構が定める事項を通知</u>します。この場合において、機構は、通知株主等として報告したお客様について、当社又は他の口座管理機関から通知株主等として報告しているお客様と同一の者であると認めるときは、その同一の者に係る通知株主等の報告によって報告された数量を合算した数量によって、通知を行います。</p> <p>3 (省 略)</p> <p>(新 設)</p> <p><b>(お客様への連絡事項)</b></p> <p>第27条 (省 略)</p> <p>2～3 (省 略)</p> <p>4 当社は、第2項の規定にかかわらず、お客様が特定投資家(金商法第2条第31項に規定する特定投資家(同法第34条の2</p>

新	旧
<p>第5項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第34条の3第4項（同法第34条の4第6項において準用する場合を含みます。）の規定により特定投資家とみなされる者を含みます。）をいいます。）である場合であって、当該お客様からの第2項に定める残高照合のためのご報告（取引残高報告書による通知を含みます。以下本項において同じ。）に関する事項についての照会に対してすみやかに回答できる体制が整備されている場合には、当社が定めるところにより残高照合のためのご報告を行わないことがあります。</p> <p>5 (現行どおり)</p> <p>(振替新株予約権付社債等の取扱い廃止に伴う取扱い)</p> <p>第29条 <u>振替新株予約権付社債</u>、<u>振替新株予約権</u>又は<u>振替上場投資信託受益権</u>の取扱い廃止に際し、発行者が新株予約権付社債券、<u>新株予約権証券</u>又は<u>受益証券</u>を発行するときは、お客様は、当社に対し、発行者に対する新株予約権付社債券、<u>新株予約権証券</u>又は<u>受益証券</u>の発行請求の取次ぎを委託していただくこととなります。また、当該新株予約権付社債券、<u>新株予約権証券</u>又は<u>受益証券</u>は、当社がお客様に代わって受領し、これをお客様に交付します。</p> <p>2 <u>当社は</u>、<u>振替新株予約権付社債</u>、<u>振替新株予約権</u>又は<u>振替上場投資信託受益権</u>の取扱い廃止に際し、機構が定める場合には、機構が取扱い廃止日におけるお客様の氏名又は名称及び住所その他の情報を発行者に通知することにつき、ご同意いただいたものとして取扱います。</p>	<p>第5項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第34条の3第4項（同法第34条の4第4項において準用する場合を含みます。）の規定により特定投資家とみなされる者を含みます。）をいいます。）である場合であって、当該お客様からの第2項に定める残高照合のためのご報告（取引残高報告書による通知を含みます。以下本項において同じ。）に関する事項についての照会に対してすみやかに回答できる体制が整備されている場合には、当社が定めるところにより残高照合のためのご報告を行わないことがあります。</p> <p>5 (省 略)</p> <p>(振替新株予約権付社債等の取扱い廃止に伴う取扱い)</p> <p>第29条 <u>振替新株予約権付社債</u>又は<u>振替新株予約権</u>の取扱い廃止に際し、発行者が新株予約権付社債券又は<u>新株予約権証券</u>を発行するときは、お客様は、当社に対し、発行者に対する新株予約権付社債券又は<u>新株予約権証券</u>の発行請求の取次ぎを委託していただくこととなります。また、当該新株予約権付社債券又は<u>新株予約権証券</u>は、当社がお客様に代わって受領し、これをお客様に交付します。</p> <p>2 <u>お客様は</u>、<u>振替新株予約権付社債</u>又は<u>振替新株予約権</u>の取扱い廃止に際し、機構が定める場合には、機構が取扱い廃止日におけるお客様の氏名又は名称及び住所その他の情報を発行者に通知することにつき、ご同意いただいたものとして取扱います。</p>

新	旧
<p><b>(当社の連帯保証義務)</b></p> <p>第 35 条 機構が、振替法等に基づき、お客様（振替法第 11 条第 2 項に定める加入者に限ります。）に対して負うこととされている、次の各号に定める義務の全部の履行については、当社がこれを連帯して保証いたします。</p> <p>1. 振替株式等の振替手続を行った際、機構において、誤記帳等により本来の数量又は口数より超過して振替口座簿に記載又は記録されたにもかかわらず、振替法に定める超過記載又は記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた振替株式等の超過分（振替株式等を取得した者のないことが証明された分を除きます。）のうち、振替新株予約権付社債の償還金及び利金、<u>振替上場投資信託受益権の収益の分配金等並びに振替受益権の受益債権に係る債務の支払いをする義務</u></p> <p>2. (現行どおり)</p> <p><b>(解約等)</b></p> <p>第 37 条 (現行どおり)</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当するお客様が契約を解約する場合には、すみやかに振替株式等を他の口座管理機関に開設したお客様の振替決済口座へお振替えいただくか、他の口座管理機関に開設したお客様の振替決済口座を振替元口座として指定していただいたうえで、契約を解約していただきます。</p> <p>1. (現行どおり)</p> <p>2. お客様が融資等の契約に基づき、他の加入者の振替決済口座の質権欄に担保</p>	<p><b>(当社の連帯保証義務)</b></p> <p>第 35 条 機構が、振替法等に基づき、お客様（振替法第 11 条第 2 項に定める加入者に限ります。）に対して負うこととされている、次の各号に定める義務の全部の履行については、当社がこれを連帯して保証いたします。</p> <p>1. 振替株式等の振替手続を行った際、機構において、誤記帳等により本来の数量より超過して振替口座簿に記載又は記録されたにもかかわらず、振替法に定める超過記載又は記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた振替株式等の超過分（振替株式等を取得した者のないことが証明された分を除きます。）のうち、振替新株予約権付社債の償還金及び利金の支払いをする義務</p> <p>2. (省 略)</p> <p><b>(解約等)</b></p> <p>第 37 条 (省 略)</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当するお客様が契約を解約する場合には、すみやかに振替株式等を他の口座管理機関に開設したお客様の振替決済口座へお振替えいただくか、他の口座管理機関に開設したお客様の振替決済口座を振替元口座として指定していただいたうえで、契約を解約していただきます。</p> <p>1. (省 略)</p> <p>2. お客様が融資等の契約に基づき、他の加入者の振替決済口座の質権欄に担保</p>

新	旧
<p>株式等に係る株主、投資主、優先出資者、<u>新株予約権付社債権者、新株予約権者もしくは受益者</u>として記載又は記録されているとき又はお客様が他の加入者による特別株主の申出、特別投資主の申出、<u>特別優先出資者の申出、特別受益者の申出</u>における特別株主、特別投資主、<u>特別優先出資者もしくは特別受益者</u>であるとき</p> <p>3. お客様の振替決済口座の解約の申請にかかわらず、当該申請後に調整株式数、<u>調整新株予約権付社債数、調整新株予約権数、調整投資口数、調整優先出資数又は調整受益権数</u>に係る振替株式等についてお客様の振替決済口座に増加の記載又は記録がされる場合</p>	<p>株式等に係る株主、投資主、優先出資者、<u>新株予約権付社債権者もしくは新株予約権者</u>として記載又は記録されているとき又はお客様が他の加入者による特別株主の申出、特別投資主の申出<u>もしくは特別優先出資者の申出</u>における特別株主、特別投資主<u>もしくは特別優先出資者</u>であるとき</p> <p>3. お客様の振替決済口座の解約の申請にかかわらず、当該申請後に調整株式数に係る振替株式についてお客様の振替決済口座に増加の記載又は記録がされる場合</p>
<p>3～4 (現行どおり)</p>	<p>3～4 (省 略)</p>
<p><u>(振替法に基づく振替制度への移行手続き等に関する同意)</u></p>	<p>(新 設)</p>
<p><u>第 41 条の 2 お客様が有する特例上場投資信託受益権について、振替法に基づく振替制度へ移行するために、お客様から当該特例上場投資信託受益権の受益証券のご提出を受けた場合には、第 1 号及び第 2 号に掲げる諸手続き等を当社が代わって行うこと並びに第 3 号から第 6 号までに掲げる事項につき、ご同意いただいたものとして取扱います。</u></p> <p>1. <u>振替法附則第 32 条において準用する同法附則第 14 条において定められた振替受入簿の記載又は記録に関する機構への申請</u></p> <p>2. <u>その他振替法に基づく振替制度へ移行するため必要となる手続き等(受益証券の提出など)</u></p>	

新	旧
<p>3. <u>移行前の一定期間、証券の引出しを行うことができないこと</u></p> <p>4. <u>振替法に基づく振替制度に移行した特例上場投資信託受益権については、振替法その他の関係法令及び機構の業務規程その他の定めに基づき、この約款の規定により管理すること</u></p> <p>5. <u>機構が必要と認める日においては、第1号に掲げる申請を受付けないこと</u></p> <p>6. <u>振替口座簿への記載又は記録に際し、振替手続き上、当社の口座（自己口）を経由して行う場合があること</u></p> <p><b><u>(振替法に基づく振替制度への移行手続き等に関する同意)</u></b></p> <p><u>第41条の3 「信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」第61条の規定による振替法の一部改正の施行に伴い、お客様が有する特例受益権について、振替法に基づく振替制度へ移行するために、お客様から当該特例受益権の受益証券のご提出を受けた場合には、第1号及び第2号に掲げる諸手続き等を当社が代わって行うこと並びに第3号から第6号までに掲げる事項につき、ご同意いただいたものとして取扱います。</u></p> <p>1. <u>振替受入簿の記載又は記録に関する機構への申請</u></p> <p>2. <u>その他振替法に基づく振替制度へ移行するため必要となる手続き等（受益証券の提出など）</u></p> <p>3. <u>移行前の一定期間、証券の引出しを行うことができないこと</u></p> <p>4. <u>振替法に基づく振替制度に移行した特例受益権については、振替法その他の関係法令及び機構の業務規程その他の</u></p>	<p>(新 設)</p>

新	旧
<p><u>定めに基づき、この約款の規定により管理すること</u></p> <p><u>5. 機構が必要と認める日においては、第1号に掲げる申請を受付けないこと</u></p> <p><u>6. 振替口座簿への記載又は記録に際し、振替手続き上、当社の口座（自己口）を経由して行う場合があること</u></p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p style="text-align: right;">以上</p>